

市民活動推進事業等仕様書

1. 市民活動推進事業に関すること

(1) 情報収集・発信に関する業務

- ア. まちづくりセンター情報紙の発行（月1回以上）
- イ. まちづくりセンターホームページ等の管理運営（月1回以上）
- ウ. 情報コーナーのチラシ・ポスター等掲示物の受付管理

(2) 中間支援センターとしての整備に関する業務

- ア. 市民活動に関する相談及び助言（NPO法人格取得、団体間等の連携支援など）
- イ. 市民活動団体の立ち上げ及び育成支援
- ウ. 市民活動団体の活動状況の把握
- エ. 市民活動を担う人材育成に関する講座の開催（年2回以上）
- オ. 各種補助金、助成金情報その他市民活動に関する諸情報の収集、提供

(3) 市民交流の推進に関する業務

- ア. 資料の設置や作品展示など、快適に過ごせる交流スペースの整備
- イ. 交流スペースを活用した市民の交流やにぎわいづくりのためのイベントの開催（年2回以上）
- ウ. 交流スペースでの市民活動用印刷機及びコピー機の管理並びにその利用に係る費用の収受

2. 市民の安心安全な暮らしに関すること

- (1) 消費者被害の防止のために行う対面による知識普及・啓発及び相談に対応する「消費生活コーナー」の設置
- (2) 交通安全、防犯・防災活動の協力及び情報の掲示
- (3) 廃油の回収及び管理